

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第2号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年5月23日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査（本監査）
2. 監査年月日
平成 24 年 5 月 10 日（木）
3. 監査対象の課等
農業委員会事務局
4. 監査の期間、範囲、事務
 - ①平成 23 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
 - ②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による
 - ③その他
5. 所掌事務の概要
農業委員の活動に関する事務、農業委員会の運営に関する事務、農家と非農家との交流に係る事業等を行っている。
6. 監査結果概要
平成 23 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

[意見]

農業従事者の高齢化・担い手不足や遊休農地対策など、課題は山積しているが、行政が農家を支援してこれらの課題に取り組み、研究、調査を重ねながら、今後もより良い方向性や解決策を追求されたい。